

2020年8月5日

## 認定基準案の策定方法の追加について(案)

公益財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. はじめに

戦略的な商品類型（認定基準）の策定等を目的に2010年4月に委員会制度を改編し、認定基準案を策定する「基準策定委員会（分野毎に設置）」と類型横断的に精査・検証を行う「基準審議委員会」の体制で基準策定を進めてきた。

昨今では「モノ」から「コト」へ社会システムや消費者意識が変化するなど、消費動向の変化や社会の変化のスピードが速くなっている。エコマークが社会の要請に応えるためには、新規商品類型選定から基準制定までを迅速に行い、新たな環境課題や技術に即時に対応していくことが求められている。そのため、2020年9月1日付で「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関するガイドラインおよび規程」を改定し、基準策定プロセスの見直しを実施して機動性を高めることとしたい。

### 2. 現行の認定基準策定のプロセスについて

現行の基準策定プロセスでは、選定された新規商品類型に関する事業者、消費者および中立機関の専門家や有識者によって構成される基準策定委員会において認定基準案を策定し、環境保全、LCA、資源循環、化学物質、生物多様性などに関する学識者、関係行政機関、消費者問題専門家などの有識者によって構成される基準審議委員会において専門的見地から認定基準案を精査・検証し、パブリックコメントで広く意見を受付した上で、認定基準を制定している。現行の基準策定フローは以下の通りである。



### 3. 課題について

現在は、基準策定委員会を設置し、参画いただいた三者（事業者・消費者・中立者）の知見・協議により基準策定を進めているため、精緻な基準策定が可能となる反面、参画いただく事業者、消費者、中立者に大きな負担をかけている。また下表のとおり、基準策定までが長期間（商品類型の選定～基準制定まで平均 17 カ月）を要する傾向にある。

なお、海外のタイプ I 環境ラベルにおいても、パブリックコメントや公聴会の開催を主体に基準策定を行っている機関が多く、三者構成（中立者、消費者、事業者）の委員会形式で認定基準案の検討を実施している機関はない。

新規商品類型として策定した認定基準（17 分野）に要した期間

	商品類型の選定～ 基準策定委員会 初回開催	基準策定委員会 開催回数	委員会開催～ 基準案公表	基準案公表 ～制定	合計
全分野平均	8 カ月	3 回	7 カ月	2 カ月	17 カ月
製品分野平均	7 カ月	3 回	6 カ月	2 カ月	15 カ月
サービス分野平均	10 カ月	4 回	7 カ月	3 カ月	20 カ月

特に、既存商品類型の適用範囲に、基準内容が似通った「分類」を追加する場合や、有効期限到来に係る軽微な見直しにおいては、基になる認定基準の修正にとどまる場合が多く、委員会を設置して認定基準案を検討する有用性があまり認められないケースがある。また、現行規程では、必ず三者構成（中立者、消費者、事業者）の委員会形式にて認定基準案の検討をすることになっているが、商品分野によっては、必要とされる知見や専門性を持つ人材・団体等の不足により三者構成の確保が困難な場合があるため、柔軟な構成にて検討を実施できるような体制が望ましいと考えられる。

### 4. 認定基準案の策定方法の追加について

上記 3. 項の課題を解決するため、基準策定委員会での第三者による認定基準案の検討を標準形として維持しつつ、事務局主導で関係者へのヒアリングや調査等を通じて幅広く情報や意見を収集して認定基準案を作成し、その認定基準案を基準審議委員会において審議（精査・検証）する手順を新たに追加することとしたい。

なお、事務局主導で認定基準案を策定する場合、基準策定計画書（適用範囲、主な基準項目案、ヒアリング先リスト等）を作成し、事前に基準審議委員会の了解を得るものとする。

また、現行の基準策定委員会についても、検討する商品分野の範囲や特性等に応じて、柔軟な委員構成を行うことができるように変更する。

#### 【補足】

- ✓ パブリックコメントを従来どおり実施することで、ISO14024 に定める「利害関係者による協議の場」が確保される（制度の信頼性・透明性・公平性の確保）。

- ✓ 新規商品類型提案の公募については、現行は年1回であるが、基準策定プロセスによって期間の短縮が図れた後、年2回などに増やし、事業者からの環境負荷低減に優れた提案を採り上げる機会の損失を防ぐことを目指す。

以上

<参考> **再編後の体制等について**

(1) エコマーク委員会体制（現行と同じ）

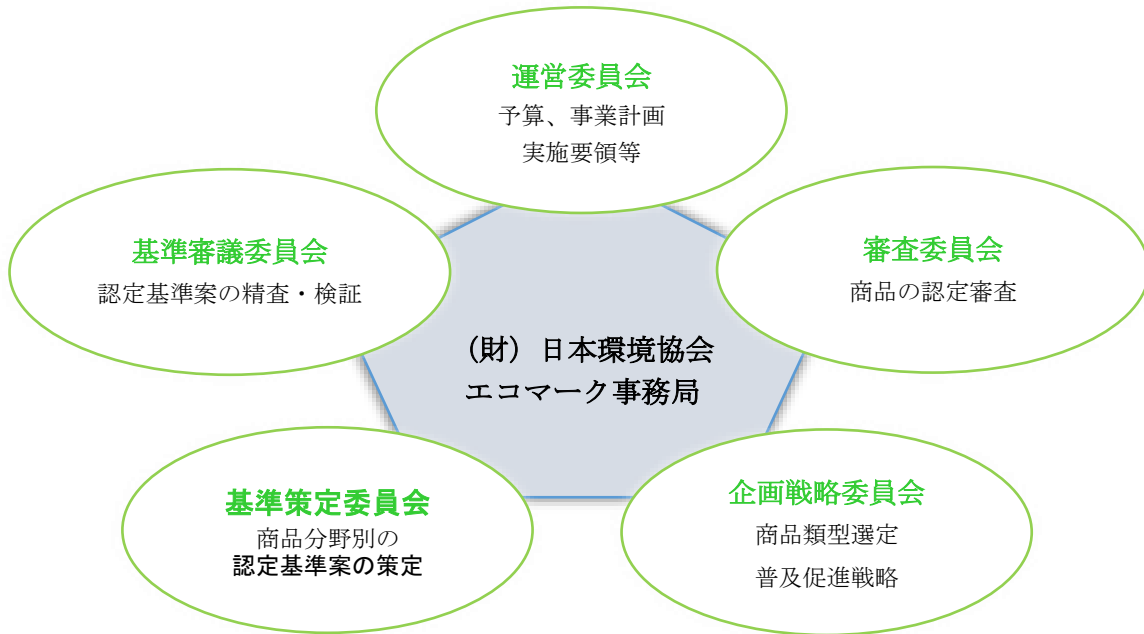
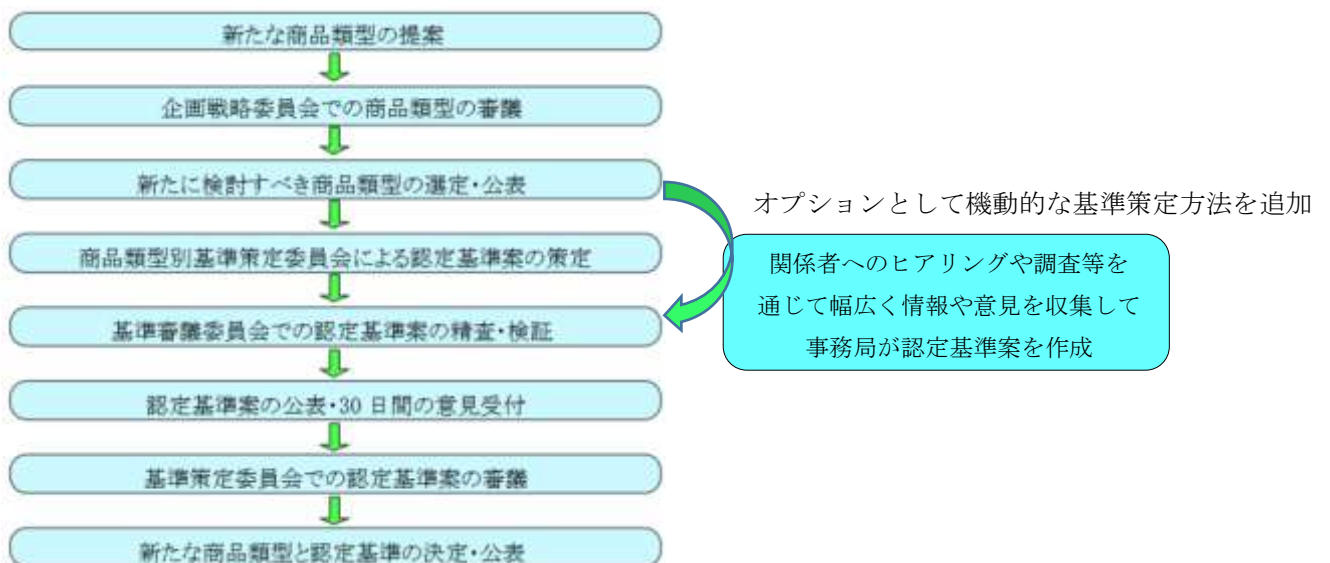


図.エコマーク事業の運営体制

(2) 新しい基準策定フロー

【変更点】



【基準審議委員会（12/26）の主な御意見等】

- オプションとして事務局主導で認定基準案を策定する場合には、基準策定計画書（適用範囲、主な基準項目案、ヒアリング先リスト等）を基に、基準審議委員会において、しっかり議論した上で進める必要がある。

【企画戦略委員会（12/12）の主な御意見等】

- オプションとして事務局で認定基準案を策定する場合と、標準形として基準策定委員会を立ち上げる場合の決定は、商品類型選定・普及促進戦略を職掌とする企画戦略委員会ではできない。基準審議委員会で判断するほうが適切ではないか。

【基準審議委員会（11/15）の主な御意見等】

- 選定から委員会初回開催までが長いので、それを短縮するのが肝要だと思う。例えば、委員長を先ず決めて、少人数でやれば期間を削減できるのではないか。
- 基準策定の効率アップは賛成だが、事業者が中心になり、三者にヒアリングするようなことはしなくなるのか。
- いろいろな分野の人の意見をきくことで良い基準になる。どういう場合はこうするというのを予め決めておいたほうがよい。
- オプションとして事務局で認定基準案を策定する場合、完成度の高い基準案になるかは事務局側の力量に関係する。スキル、調査、専門性など、エキスパートとしての力量の向上が必要となる。

【企画戦略委員会（8/22）の主な御意見等】

- 業界によっては案を策定してから、調整に時間がかかることもあると思う。また、委員会の中でA社、B社の意見をまとめて聞いて議論したほうが効率的なときがあるのではないか。
- 委員会で議論した方がよい場合としなくてもよい場合があると思うが、現状の基準策定委員会の検討を基本形として、新たに、基準策定委員会を設置しない場合のパターンを追加したほうがよいのではないか。
- 公募を2回にするところが気になる。最初の入口を分けたとしても、最終決定の場である基準審議委員会が増えなければ、終わりが早くなることはなく、意味がないのではないか。現状どおり、年1回の公募でよいのではないか。
- 事業者からの新規提案の機会損失を防ぐために2回に増やすことであれば理解できるが、ただ前期・後期になるだけだと、事務局側の負荷が増えるだけではないか。また、基準策定委員会をなくすと、例えば、ホテルなどまったく新しい基準を検討する際に、業界などとの調整ができるのかどうか。

以上